

議案第210号

福岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、管理不全空家等に関する規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、管理不全空家等に対する措置その他」を削る。

第2条中「次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号」を「使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」に改め、同条各号を削る。

第3条中「空家等の適切な管理」の次に「（管理不全空家等又は特定空家等に該当する状態に起因して他人（当該空家等の所有者等以外の者をいう。第7条において同じ。）の生命、身体又は財産に被害を生じさせることのないよう、これを適切に管理することをいう。以下同じ。）」を加える。

第5条第3項中「次条から第8条まで」を「法第13条並びに次条及び第7条」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「前条第2項又は法第14条第2項」を「法第13条第2項又は法第22条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「管理不全空家等」の次に「又は特定空家等」を加え、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。